

文京区補助金等チェックシート

所属 都市計画部地域整備課

1 補助金の名称等

30年度調査

補助金の名称	市街地再開発事業等補助金								
根拠規定等	文京区市街地再開発事業等補助金交付要綱								
創設年月	昭和	63	年	8	月	経過年数 〔自動計算〕	29年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成	16	年	11	月	経過年数 〔自動計算〕	13年		
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業		中事業		実施計画事業番号	
	7都市整備費	1都市整備費	3市街地再開発費	2再開発事業助成 3都市・地域再生緊急 促進事業助成		1再開発事業助成 1都市・地域再生緊急 促進事業助成		住01-02	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	市街地環境の改善を図る建築物及びその敷地等を一体的に整備する者に対し、事業に要する費用の一部を予算の範囲内において補助し、もって区民の福祉向上に寄与することを目的とする。									
補助事業等の内容	(1)都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業 (2)文京区優良建築物等整備事業制度要綱第3条及び第3条の2に規定する整備事業									
補助対象経費の内容	調査設計計画(事業計画作成費・地盤調査費・建築設計費・権利変換計画作成費) 土地整備費(建築物除却等費・仮設店舗等設置費・補償費等) 共同施設整備費(空地等整備費・供給処理施設整備費・その他の施設等) 付帯事務費									
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他									
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 (1)市街地再開発事業を施行する個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、独立行政法人都市再生機構、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、特定建築者、施行地区となるべき区域の宅地について、所有権又は借地権を有する者の3分の2以上の者が参加している市街地再開発準備組織 (2)優良建築物等制度要綱の定めるところにより補助事業を行う者であって、独立行政法人都市再生機構及び地域振興整備公団並びに地方住宅供給公社以外の者									
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 (補助率 補助対象に要する経費の2/3以内) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)									
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> その他									
	〔その他の場合は具体的に記入〕									
公募の状況	非公募									
実績報告書時における 用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()									
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 負担割合		区	1/4	国	1/3	都	1/12	補助対象者	1/3
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由							

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金 については 不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

4 交付実績

(件、千円)

項目	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(決算)	30年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	276,428	404,340	1,594,200	7,782,387
国庫支出金	138,214	215,320	1,062,800	5,188,258
都支出金	48,414	59,420	186,000	648,532
その他	0	0	127,680	336,529
一般財源	89,800	129,600	217,720	1,609,068
29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合			

5 課題及び今後の方向性

都市計画決定後の市街地再開発組合等に対して、関係権利者の連絡調整を図るとともに、補助金を交付し、事業の促進を図る。